

令和5年度 第2回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和5年8月3日(木) 10時45分 ～ 13時20分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	小林友則委員
	神保和之委員
	難波利光委員

労働者代表委員	大原敬典委員
	宮本晴充委員
	横山 崇委員

使用者代表委員	阿野徹生委員
	藏藤共存委員
	坂本竜生委員

事務局

労働基準部長	上条訓之
賃金室長	藤村哲也
室長補佐	大塚 智
賃金指導官	吉富雄治

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

## ○部会長

ただいまから、第2回山口県最低賃金専門部会を開催します。  
事務局から定足数について報告してください。

## ○室長補佐

本日は、委員の皆様全員ご出席でございますので、定足数は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている要件を満たしており、会議を開催し、議決することができますことをご報告申し上げます。

## ○部会長

はい、では議題1の「金額審議」に入る前に、労働者側委員・使用者側委員から何か説明すべき事項はありますか。

## ○横山委員

本審の際に基本的な主張を述べさせていただきましたので、具体的な根拠についてご説明の方をさせて頂きたいと思います。まず、例年ご説明させて頂いております連合リビングウェイジについてでございます。

初めて委員になられる方もいらっしゃいますので、資料を配付させていただきます。

こちらにつきましては、連合本部が4年に一度作成する指標でございまして、2021年11月に改訂されましたが、昨今の物価上昇等を踏まえ、改めて2022年11月に簡易改定されたものであります。

連合リビングウェイジとは、埼玉県さいたま市をモデル地域に設定し、生活に必要な水準をはじき出し、成人単身者が最低限の生活を営むのに必要な金額、賃金水準を連合が独自に試算しているものであります。

まずは資料を見ていただくと、ご承知のとおり山口県はランク改定前Cランクにありますが、生活に必要な時間額は1,020円と示されております。昨年の改定980円に対し、40円ほど引き上がっています。

現在の山口県の最低賃金が888円で、時間額で132円足りないこととなり、これを月の給与に換算すると約2万2千円足りないこととなります。更には、その表の右側に自動車を保有する場合は時間額1,333円と示されており、山口県は自動車保有数が世帯あたり1.24台で、人口に対し一人当たりの保有台数も0.6台となっており、未成年やお年寄りを除くと、大半の方々が自動車を保有している現状に鑑みると、更なる時間額引上げが必要となることも認識いただけるかと思えます。

次に消費者物価指数については、山口県において5月現在、総合で105.8、前年同月と比べると3.6%の上昇となっており、生鮮食品を除く総合については105.6、前年同月比3.5%の上昇となっております。よって、昨年から継続している物価上昇により、更なる支出が増加していると認識しております。

加えて、10月以降は「電気・ガス価格激変緩和措置」が終了する予定となっており、先行きを見通す状況は確実に変化することが予想され、昨年以上の賃金引上げが必要で

あると考えております。

そのような背景も踏まえ、目安では40円が示されましたが、労働者側としても、まずはリビングウェイズで示された時間額1,020円を早期に到達しなくてはならないと思っております。

加えて、目安で示された40円は影響率が22.2%となっており、近年では、過去最高の影響率となっております。使用者側からみれば、到底受け入れられる数字ではないかも知れませんが、長年続いた低位な日本の賃金の底上げという観点からも非常に重要な変革期となっていくことと認識するところであります。

一方で、本審における意見陳述の中でもありました、最低賃金1,500円の早期実現についてですが、こちらは急激な金額の引き上げは、県内の中小企業、零細企業に与える影響が大きく、我々労働者委員としても、段階的に引き上げていくことが、現実的であると認識しております。

したがって、早期に時間額1,020円の実現を目指すためにも、今年度の目安を尊重することに加え、更なる地域間格差の縮小に努めるためにも、目安以上の引き上げを求めて参りたいと思います。

それでは引上げ金額と、その根拠についてご説明させていただきます。金額については、目安額40円にプラス4円の44円の引上げを提示させていただきます。その根拠として、まずは幾度となくご説明したとおり、中央において、この目安額は労使双方が真摯な議論を尽くした結果であります。よって、目安額40円は尊重しつつ、昨年、山口県の時間額857円に対し、当時のリビングウェイズ980円の早期実現に向け、3年かけて到達する方向性を示させていただきました。しかしながら、新たにリビングウェイズが改定され、時間額も1,020円が示されましたので、再度3年かけて到達していきたいと考えております。

したがって、時間額888円から1,020円まで引き上げるためには、132円必要であり、3年で到達するためには、年44円を継続的に引き上げる必要があります。とりわけ今年度の春季生活闘争の妥結状況にもあるように、過去最大の底上げとなっており、賃上げ率が全体で3.79%、300人以上の企業の賃上げ率は3.91%という結果となっており、この結果を広く確実に波及させる必要があります。また、44円の引上げが実現されれば、以前から格差が拡大している隣県、広島・福岡との格差縮小にも繋がると考えます。

一方で、44円の引上げは影響率が24.2%となり、目安額の影響率と比較しても、更に2%上昇することとなりますが、先程申し上げた理由に加え、早期に時間額1,020円の実現に向け、重要と考えますので、ご理解頂ければと思っております。

以上が労働者側の意見でございます。

## ○部会長

ありがとうございました。

それでは使用者側よろしく願いいたします。

## ○坂本委員

私の方から、使用者側として金額提示にあたっての方針というか考え方、あるいは妥当と考える金額ということの説明させていただきたいと思います。

資料については、後ほど見ていただくことにいたしますので、ご覧いただければと思います。まず金額提示の方針というか見方ですが、先ほどビデオメッセージにもございましたし、私どもの主張でありますけれども、地域別最低賃金につきましては最低賃金法の「地域別最低賃金の原則」というものに沿って、「地域における労働者の生計費」、「地域における労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」の3要素を考慮して定めなければならないと法で決められているわけでございます。

したがって、全国の中央の審議会でもこの3要素についての考え方についてお示されましたが、この山口県の審議会におきましても、この3要素にかかる本県のデータや各種調査結果を見て評価した上で、一定の金額を導き出すことが必要であると思っております。その上で、中央の目安額というものがございしますが、あくまでも参考ということで山口県のデータを踏まえた上でどうかという話になるだろうと思っておりますけれども、あくまでも地賃の審議を拘束するものではないということでもありますので、まずは山口県における基本的なところということで、3要素に基づいてご説明したいと思います。

まず、賃金の状況でございますが、7月31日の本審で配られました資料5(2)①春季賃上げ要求・妥結状況で春闘の結果が出ておまして、その中で令和5年度の賃上げ率は、全体で3.79%でありました。そのうち、300人未満の中小企業は2.79%となっております。昨年の調査では1.96%でありましたので、賃上げ率は高くなっています。

また、同じ資料②賃金改定状況調査がございしますが、本県を含むBランクの賃金上昇率は2.0%となっており、昨年1.4%でありますので昨年に比べて賃上げについては1.4から2.0に上がっているという状況でございます。

次に3要素の「労働者の生計費」の状況ですが、本審資料5(5)山口市消費者物価指数が出ておりますが、直近のデータについては本日配られました資料2を見てみますと、5ページ、山口市の「持家の帰属家賃を除く総合」というところを見てみますと、令和2年を100とした、あるいは前年同月比の数字が出ております。直近の一番下にありますが、この6月については3.5%という数字が出ております。昨年来3%を超える高い水準でありましたけれども、この5年に入り1月以降をみますとだんだん下がってきている。こういう状況がございします。

次に「通常の事業の賃金支払能力」ということでもありますけれども、本審資料5(3)に色々な支払い能力に関わる多くの経済統計データが出ております。全体的にみますと、「県内景気は持ち直している」との判断でありますけれども、事業者数・労働者数の多くを占めております中小企業・小規模事業者ということで、これに関しては全体的な指標として景況判断は未だマイナスが続いているというような状況があります。

その参考の一つに、本日配られました資料の1に令和5年度の6月期の「月次調査結果」を最新の資料としてつけさせていただきましたが、これは中央会が毎月調査しているものでありますけれども、業種によって景況感が改善するもの、あるいは悪化するところがございます。全体的にはマイナスのまま横ばいで、山口県の主要指標D I

は、マイナス 22.5 でマイナスが続いているという状況です。

さらに多くの業種で価格転嫁は進んでまいりましたが、原材料費等の高騰が収益を圧迫する状況は変わらない。また人手不足感が一層厳しくなり、廃業を検討せざるを得ない状況を危惧する声があるなど、先行きは依然不透明な状況が続いているということでございます。

私どもでは、この 7 月に実施価格転嫁及び賃上げの状況の調査を実施いたしました。

本日配っていただいた資料でございます。ご覧いただければと思いますが、調査対象は従業員数 1 人以上 300 人以下の 800 事業所で、そのうち 350 事業所から回答をいただきました。

その結果を個々にご説明する時間はないので、総括的に申し上げますと、総じて原材料費等の増加に伴う価格転嫁は進んできてはいるけれども、人件費分の転嫁ができていないあるいは転嫁できている割合も低いということで十分ではなく、企業収益を圧迫しているという状況でございます。

その中で賃上げの状況であります。賃上げも昨年度に比べれば賃上げした、あるいはするという事業者さんが多くはなっておりますけれども、依然として 2、3 割を割ったりしております。ということで賃上げの必要性は認識されてはおりますけれども、賃上げに苦慮している状況がみてとれるところでございます。

こうした状況を見れば、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力というところでみますと、大変厳しい状況にあると言わざるを得ないと思っております。

そこで 3 要素を踏まえて、妥当な最低賃金額はどう考えたらいいか、3 要素の状況からは現下の賃金の上昇率、あるいは消費者物価指数の上昇率というのがありましたので、最低賃金につきましても一定程度の引上げは必要であると思えます。ただし支払い能力が厳しいというのがありますので、大幅な引き上げは困難と考えております。

そこで具体的な数字ということになります。生計費、賃金、支払能力を総合的に示しているのは、賃金改定状況調査第 4 表の B ランクの賃金上昇率 2.0% が基本となると思われませんが、これは全国の数値であり、賃金改定ということでは、本県の春季賃上げ要求における中小企業の妥結率 2.79% がより実状に近いと思われま。

この春闘で妥結した時点では、物価の高騰を含めたその労使双方の合意の上で、2.79% という数字が妥当と妥結されたというようになっていると思えます。基本的には 2.79、これがベストだろうと思っておりますが、ただ今言いましたように、春闘の賃上げでありますので、ほとんどが 4 月までに妥結されており、3 月までの物価上昇を加味したものと考えられますが、3 月以降の物価の状況をみる必要があると思っております。

3 月以降の物価の状況につきましては、本日の本審で配付された資料 2 の山口市消費者物価指数を改めて見ていただきますと、3 月 105.8、4 月 106.3、5 月 106.6、6 月 106.6 と 4 月以降、若干指数が上がっている状況です。ただ指数も上がってきており、当然ながら企業物価指数も上がってきて苦しいわけではありますが、全体的に労働者の方、使用者の方の物価上昇を無視するという側面もあるかと思っておりますので、4 月以降の物価上昇後も加見することも一つの考え方ではないかというふうに思っております。

つきましては、3 月の 105.8 から 6 月の 106.6 になり、この間に率で 0.8 ポイント消

費者物価指数が上がっていますので、3月の時点の労使で妥結した賃上げ率2.79%に消費者物価のプラス0.8ポイントを加えると3.59という数字が出まして、約3.6%となります。この3.6%がいろんな3要素を含め、物価上昇も含めた妥当な改定額と考えております。

つきましては現在の最低賃金額888円に1.036をかけると約920円で、32円の増加となります。これが3要素を含めた最低賃金額として妥当な数字でないかというふうに考えております。昨年が31円増でありましたが、これを更に1円上回るような非常に高い金額であり、過去最大の増加であります。

小規模事業者においては、厳しい中で更に昨年よりも上回るというような非常に厳しい状況かと思いますが、消費者物価等の高騰の中、総合的には32円の増加が限度だろうと考えます。

最後に32円増となりますと、Bブロックのプラス40円という目安額の関係になるわけですが、先ほど本審のビデオメッセージでもありましたけども、賃金あるいは支払能力ということで、いろいろな数字も出され評価もされておられましたけれども、結果として、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年上昇率4.3%を最低賃金の増加率としており、3要素のうち「生計費」のみを勘案したものと言わざるを得ないと考えております。物価高の中、3要素の中で消費者物価、生計費に一定の比重を置くことはやむを得ないが、支払能力等を全く考慮せず消費者物価のみをもって提示された目安額には、法律が求める原則から外れていると思われまます。

物価指数で考えると、過去にデフレ下で物価が下がっている時も最低賃金は上がっているということもあります。ちなみに、令和2年から山口市の消費者物価指数で考えますと、今年6月で106.6と令和2年から6.6%上がっているということですが、今年の最低賃金について仮に32円上がったとすると、令和2年に対して約11%上がることとなります。消費者物価が6.6%増に対して最低賃金が11%とそれ自体を見ても、物価上昇を超えた最低賃金の増加が近年行われている状況です。

物価上昇にも配慮しながら、支払能力も踏まえたものであり、目安額とは若干の開きがありますが、法が求める3要素に沿う妥当な額であると考えておりますので、各委員にはご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

## ○部会長

ありがとうございました。進行上、時間が予定よりかなり押しております。このため、審議をしていく上で12時から1時までこの間はお昼休憩をとるといような段取りで進めさせていただきたいと思っております。これからまたいろいろ個別の話になっていくわけですが、12時の段階で一旦区切らせていただいて、1時からまた継続させていただくという段取りで進めさせていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

## 【 公労使での進行上に関する協議 】

## ○部会長

それでは、労使意見をお伺いした結果、これより11時30分から個別協議に入ります。公労、公使、各側1回ずつを目安に行います。そして再度、全体会議を行いまして14時を目途に本審議会を閉会したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

## ○部会長

続きまして、議題1の「金額審議」に入ります。公労による協議から始めたいと思いますので事務局から連絡事項をお願いいたします。

## ○室長

まず、公労会議から行うとのことですが、労働者側委員・使用者側委員の皆様をそれぞれの控室にご案内いたします。

傍聴者の皆様にご案内申し上げます。引続き傍聴を希望される方は、この場で待機していただければと思います。また、傍聴される皆様は、公労使三者が揃っての議論を再開するまで退出されることも可能です。その場合、事前に事務局に届け出ていただきました連絡先あてに事務局から再開の目安時刻をご案内します。事務局から再開の目安時刻をご連絡した後、10分以内にお戻りいただくようお願いいたします。

なお、公労使三者が揃っての議論を再開するまで退出される方は、受付時にお渡ししましたネームプレートを置いた上で退出いただき、再入場された後は、机の上に置かれましたネームプレートを再度身につけていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

## ○阿野委員

傍聴人の方は、退出しない場合はここに居てもいいということですか。ここで何するのですか。公労使の協議はどこで行うのですか。

## ○労働基準部長

すみません。これから労使の委員は、それぞれの控室に移動していただきまして、公益委員がそれぞれ、各側の控室に行ってくださいことにしております。

これから事務局がご案内いたします。

## ○阿野委員

わかりました。

## ○部会長

それでは、よろしいでしょうか。

**○藏藤委員**

よろしいでしょうか。私は、新任なので審議の流れが把握できていませんので、本来なら本審で言うべきか専門部会で言うべきかわからなかったものです。

商工会の関係ですので、それを踏まえて補足の発言をさせていただきたいと思います。

**○部会長**

はい、どうぞ。

**○藏藤委員**

山口県内の企業のうち約 85%について、従業員が建設業、製造業等にあつては 20 人以下、サービス業や小売業にあつては 5 人以下のいわゆる小規模事業者という状況です。特に都市部ではなく、市町村合併前の旧町村部をエリアとする商工会地域にあつては、その多くが小規模事業者というふうになっています。同時にこうした事業者は、地域経済の主要な担い手であるとともに、地域住民の生活と雇用を支える地域社会の重要な構成員というふうに考えております。

こうした点を踏まえまして、物価上昇や人手不足といった厳しい経営環境の中で、従業員の処遇改善は重要でございますが、一方で様々な面で地域社会に貢献している小規模事業者の持続的発展との両立を図ることが必要ではないかと認識しています。以上のことをご理解いただき、山口県の実態を示すデータ等による明確な根拠に基づく審議決定を改めてお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○部会長**

ありがとうございます。多くの意見を聴取することは必要ですので、ご発言を認めさせていただきましたけれども、今のご発言は使用者側の委員からとしての先ほどの話に加えるという意味でよろしいでしょうか。それは 3 名の方々の同意した上でのご発言なのか、それとも補足的な意見ということでしょうか。

**○藏藤委員**

補足的な意見ではございません。

**○部会長**

先ほど同時におっしゃらなかったのは何か。

**○藏藤委員**

いつのタイミングで補足すればいいのかなと思ひまして。

**○部会長**

それでは、あくまでも補足ということで、わかりました。

労働者側はよろしいですか。

はい、それでは事務局からありましたように各部屋に移動しまして、お話をさせていただきたいと思います。移動の時間がありますので 11 時 30 分から開始させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

## 【 労使委員移動 】

## 【 公労・公使個別協議 】

### 【 個別協議終了後、各委員が会議場に集合 】

#### ○部会長

ただ今から全体会議を始めます。

個別審議において、労使双方のお考えをお聞きしました。ありがとうございました。何度か協議を行いました、まだ考えや金額に差がある状況です。

したがって、現状における双方からの感想を聞かせていただけたらと思います。では、労働者側からお願ひします。

#### ○横山委員

本日、使用者側は、引上げ額について32円を提示されたと聞きました。例年は賃金改定調査の第4表の数字から計算された金額の提示だったと思いますが、今年はそのを加味しつつ、物価指数の上昇を加味し、さらには春闘の妥結状況も踏まえての32円だったと思います。これは、使用者側においても過去一番高い金額の提示であり、そこには労働者側の困った最低賃金近傍で働く方々へ、その思いは伝わった数字なのかなと私は思っております。

#### ○部会長

はい、ありがとうございます。では、使用者側お願ひします。

#### ○阿野委員

先ほど、労働者側の方から金額提示として、プラス44円、率に換算して5%と確認しました。感想ということなので、ずっとお聞かせいただきまして確かに物価の上昇や労働者の生活の現状などの点については説明がありましたので、私どもも一定のそこは内容的も理解ができるところでございます。

本日、私どもの主張として何度も申し上げたところですが、やはり最低賃金は3要素、これを総合的に加味して決めていくというのが、法律上明記されておりますことから、本日の労働者側の提示額というのは、その中で3要素の内のいわゆる労働者の生計費、その部分のみの視点で44円という金額のご提示をされているとい

うふうに私どもとしては受け止めざるを得ないという状況でございます。

今後の個別協議を今から進めていくなかで、是非また労働者側の方から今後の歩み寄りに向けて生計費以外の視点で、賃金なり、賃金支払能力、こうした点についてもいろいろな数字、データ客観的な山口県の地域の実情等を踏まえたお考えというのが、今後の個別協議の中でお聞かせできれば、また、歩み寄りに向けて近づく可能性もあるのではないかとこのように感じたところでございます。

以上でございます。

## ○部会長

はい、ありがとうございます。双方の感想を非常に明確にお伝えしていただいたものと思います。

次回の専門部会で決着を図りたいと考えておりますので、本日の審議を踏まえて、歩み寄りを労使双方にお願いいたします。原則、公益委員としては全会一致を望んでおります。

なお、どうしてもまとまらない場合は公益委員見解をお示しして、専門部会としての結果をまとめさせていただきたいと思っております。

労使双方とも引き続きよろしく申し上げます。

## ○部会長

では、次に議題2の「その他」に移ります。

何かございますか。

## ○部会長

では事務局から申し上げます。

## ○労働基準部長

明日の専門部会ですが、冒頭から個別協議を続けたいと思っております。個別協議は、公益委員、労使委員との話合いで非公開でございますので、傍聴人の方は、11時半前にお越しいただきたいと思っております。11時半から参考人の意見陳述を予定しており、その部分は公開となります。

参考人の意見陳述が終わった後は、再度、個別協議を続けます。個別協議については、いつ終わるかどうかわからない場合もありますし、決着がつく場合もございます。いずれにしても、事務局の方から傍聴人の方にはご連絡をさせていただきたいと思っております。その日に終わらない場合もございますので、その場合は、ご理解をさせていただきたいと思っております。

次回、また次の回につきましても、委員の方と出席の調整をさせていただいたうえで、開催日時につきましては、労働局ホームページに掲載するなどしてご連絡させていただきたいと思っておりますので、その点もご理解いただきたいと思います。

### ○部会長

はい、他に何かございますでしょうか。

先ほど、事務局からスケジュールに関しての説明がありましたが、改めて明日は何時から開催なのか説明をお願いします。

### ○労働基準部長

明日は10時からこの場所で個別の協議を開始したいと思います。

委員の方は、こちらにお越しいただきまして、事務局が各控室にご案内いたします。

なお、冒頭から個別協議で非公開となりますので、傍聴人の方は、申し訳ございませんが、11時半前にお越しいただければと思います。

### ○部会長

それでは、第2回山口県最低賃金専門部会を閉会といたします。

皆様、お疲れ様でした。